

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年6月 11 日市長決裁）

最終改正:平成 20 年4月9日市長決裁

改正内容:平成 20 年4月9日市長決裁 [平成 23 年7月1日]

（会議の公開の可否）

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

（会議の非公開）

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第 11 条第 1 項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

- 2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。
- 3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。
- 4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。